

明日の裁判所を考える懇談会(第8回)協議内容

1. 日時

平成15年3月17日(月)15:00～17:00

2. 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3. 出席者

(委員・50音順)

大木美智子委員,大谷昭宏委員,田中直毅委員,平木典子委員,松尾浩也委員,米本昌平委員

(最高裁判所)

竹崎博允事務総長,大野市太郎刑事局長

[オブザーバー:濱田邦夫最高裁判所判事,滝井繁男最高裁判所判事,中山隆夫総務局長,山崎敏充人事局長,大谷剛彦経理局長,園尾隆司民事・行政局長,山崎恒家庭局長]

4. 議題(第8回テーマ「裁判員制度」)

- (1) 裁判員制度について意見交換
- (2) 今後の懇談会の進め方について
- (3) 次回以降の日程について

5. 会議経過

- (1) 意見交換の概要は以下のとおり。

(最高裁)

前回は,裁判員としての責務を免除すべき者の範囲などについて議論していただいた。今回は,裁判員制度の下における報道のあり方を中心に議論していただければと思っている。

3月11日に司法制度改革推進本部事務局から裁判員制度についてのたたき台が発表された。これを基に制度設計に向けた議論が深められていくことになる。

(最高裁)

本日のテーマとの関係では、「不公平な裁判をするおそれがあるとき」を裁判員の忌避理由としていることから、事件報道等に触れ、事件について予断や偏見を持ってしまった裁判員候補者を、「不公平な裁判をするおそれがあるとき」に当たるとして排除すべきかどうかということが問題となる。

この問題は、たたき台の中の「何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならない」、「報道機関は、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員等に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならない」とする部分と表裏の関係に立つ。

裁判員に事件に関する偏見を生じさせるような報道とは一体どのようなものか、そのような報道が実際にどれほどの影響力を有するのか、影響力を有するとしても、これを排除するために報道自体を規制する必要があるのか、また、規制することはできるのかといったあたりについてご意見をお聞かせ願いたい。

次に、たたき台では、「裁判員や補充裁判員並びにこれらの職務にあった者が評議の経過や各裁判官及び各裁判員の意見、さらにその多少の数その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」ものとし、これらの者がその秘密を漏らし、またはその担当事件の事実認定、量刑等に関する意見を、所属する合議体の裁判官あるいは他の裁判員以外の者に述べる行為を処罰するとしている。

評議の秘密を守ることは、公正な裁判を確保する上で非常に大切なことである。評議の過程で誰がどういう意見を述べたというようなことが漏れるということでは、安心して自分の意見を言うことができなくなる。また、裁判に対する国民一般の信頼を著しく損なうことにもなると思われる。裁判員にも評議の秘密を守ってもらうということは、司法制度改革審議会意見書でも書かれているところである。

取材との関係でいうと、現在、裁判官については、事件に関する個別的な取材を制限する明文の規定はないが、実際には、取材には応じない扱いが守られてきたと言え

る。裁判員についても、裁判官と同じように考えてよいのかどうか、明文化する必要はないのかという問題もある。

この点、たたき台は「何人も、知り得た事件の内容を公にする目的で、裁判員等に対して、その担当事件に関して接触してはならない」としている。また、「何人も、裁判員、補充裁判員、裁判員候補者の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならない」と定めている。

これらは、公正な裁判の要請と報道の自由とが正面から衝突する一場面であり、大変難しい問題であるが、この点についても委員の皆様のご意見を伺いたいと思う。

続いて、資料2は、陪審あるいは参審制度を採用している諸外国における事件報道、裁判報道のあり方を表にまとめたものである。まず、報道規制の有無や報道による予断、偏見に対する対応の仕方という観点からみると、大きく分けて3つのアプローチがあるように思われる。

第1番目が、イギリスやカナダ、オーストラリアのように、裁判の中立・公正を確保するため、事件報道や裁判報道そのものを直接規制するタイプである。イギリスでは、進行中の事件に関して、手続の公正な進行を妨害し、あるいは、陪審員または裁判官に対して予断、偏見を与える実質的な危険を生じさせるような報道をすれば、裁判所侮辱として処罰されることになる。例えば、裁判の確定前に被疑者や被告人の前科、前歴や悪性格について報道することや、公判前にされた自白を暴露すること、有罪、無罪等について論評することなどは、いずれもこの裁判所侮辱に当たるとされる。また、犯人の同一性が争われているような事案では、有罪を暗示するような形で被疑者の写真を公表する行為なども裁判所侮辱に当たるとされる。一方で、質問権等が比較的狭められていることから、忌避制度の利用はほとんどされていない。

第2番目が、アメリカ合衆国のアプローチである。アメリカでは、裁判の公正を確保するために報道規制をするということは極めて限定されているようであり、せいぜい、訴訟の関係人、事件関係者に対してコメントを禁止する命令が用いられる程度である。アメリカの発想は、予断、偏見を持ってしまった陪審候補者については、質問手続の過程で排除していけば足りる、それもできないような場合には、裁判地を変更したり、審理を延期するというも行われており、そういった方法によって、選任された陪審

員が報道の影響を受けないようにすれば足り、報道自体を一般的に規制する必要はないということであろう。

第3番目が主として参審制を採用している欧州諸国のアプローチである。これらの国では公正な裁判確保という観点からの報道規制は行われていないようである。スウェーデンなどは、匿名報道で非常に有名な国だが、これも主として被疑者、被告人の人権保護という観点からの規制であって、参審員に対する影響という観点からの規制ではない。しかも、報道の影響を受けてしまった参審員を排除するための手続が整備されているというわけでもないようである。

次いで、諸外国における事件報道、裁判報道のあり方を評議の秘密や陪審・参審員に対する取材の可否という観点からみると、評決前における陪審・参審員に対する取材は、いずれの国でも禁止されている。ただ、評決後における守秘義務の存否、取材の可否については、アメリカだけが特異で、比較的フリーという状態にある。もっとも、アメリカでも、事件によっては、主として評議の秘密を守る目的から、裁判官が陪審員に対して、他の陪審員がどのような発言をしたかという点について口外しないよう命じることがあり、その有効性が確認された例もあるようである。

(最高裁)

本日は、裁判員と報道の関係についてご意見を伺わせていただきたい。非常に多面的な問題なので、どの角度から議論してもらっても構わない。一応整理すると、公判前の事件報道、それから公判開始後の裁判報道、さらに裁判員に対する取材という段階に分けられる。できればこの順で議論していただければ分かりやすいかと思う。

(松尾委員)

報道の規制というのは、それ自体問題であるという考えもあるかもしれない。

(大谷委員)

どうしても我々はその考えに立つだろう。いわゆるメディア規制法は、修正しても、また一応反対がある。そういう中で、この裁判員制度に関する報道の規制が俎上にのぼると、また新たな規制をするのかという反応になる可能性がある。我々は、基本的にはメディア規制法には非常に反対しているので、それとセットになると難しいという気がする。

(松尾委員)

「規制」という用語自体があまり適当でないようにも思われる。適正な報道のあり方といえはどうだろうか。

(大谷委員)

本来はそういう意味だと思う。

(最高裁)

司法制度改革推進本部事務局のたたき台が出されてから、いろいろな新聞で報道されているが、書かれている内容は2点であり、1つは裁判員の数の問題で、できるだけ数を増やすべきだというもの、もう1つは報道の問題で、規制するのはけしからぬというものである。

(米本委員)

個人情報保護については、現時点で世界的な水準と比べると、我が国はとても恥ずかしいという思いがある。特に医療情報とかセンシティブ情報の保護については、要するに、人権、プライバシー保護ではなく、業界規制だからそういうことになっているところがあると思う。やはり大問題なのは、メディアあるいは報道規制の問題を考えると、メディアそのものがインサイダー、いわゆる当事者なので、自分たちの利害のあるところばかりアジェンダとして力説し過ぎていて、社会が取り組まないといけない問題の全体構造を提示するような機運になっていないことにある。特に、ポスト冷戦以降いろいろな権力がこてんぱんにやられたが、最終的に残ったメディアを批判するメディアというのはないわけで、これは大問題だと思う。

(松尾委員)

先ほど、外国の実情について、主として何が規制されているのかという点に着眼して、3つのタイプに分けられたが、別の分け方として、報道をコントロールする目的は何かということで分けると、1番目は、裁判の中立公正、偏見を生じてはいけないということ、2番目は、報道によって特に被害者などが二次的な被害を受けることがあっては困るということ、3番目は、まさにこの裁判員制度との関連で、裁判員の人権なりプライバシーが侵害されないようにすることという、3つの局面があるのではないかと思う。

(大谷委員)

メディアスクラムの問題とか、被害者に対する取材の問題については、メディアスクラムにならないという努力を地元の支局と各本社の中で行い、かなり功を奏した例がある。苦情が出たことに関して言えば、メディアスクラムの規制のらち外の出来事である。そういうことからすると、ある意味では報道に関してはかなり緩やかな形でできるのではないかと思う。縛りのかかった法律でいくと、この裁判員制度そのものに対してむしろ不信感に満ちた報道が出てくる可能性が強い。根本的にこの制度そのものを是としない報道がその部分を根拠に出てくるのではないかと思う。

(最高裁)

松尾委員が述べられた3つの守るべき利益、そのあたりが十分に整理、認識されているかどうかはよくわからないところがある。議論の中にも、例えば公正な裁判という点では、予断を受けるといっては職業裁判官でも同じといえるが、なぜ裁判員制になるとそこが新たな問題として指摘されるのかという意見もないわけではない。まず、そういう守るべき利益について共通認識があるかどうかという点をご議論いただければと思う。

(大谷委員)

同業者が執筆したものの中に、そもそも裁判官、裁判員に偏見を与えるような報道をするべきではないというのは一体何を指しているのかというものがあつた。裁判官は、新聞も、週刊誌も、ワイドショーも見ないのかということになるし、裁判官が見なかったところで、当然家庭では家族からそのような話が出てくるだろう。そもそも職業裁判官のときはあまりそういうことを言わず、裁判員制度になった途端に、偏見を与えたらいかんのだと言われたら、「裁判員は素人だから危ないぞ、職業裁判官だったらそのようなものはある程度斟酌するのに。」と言っているようなもので、ある意味では、裁判員に対して当初から疑念を持っていると思われても仕方がないと思う。そもそも我々が偏見を与えないような報道をすることはあり得るのかという根本的なこともある。まさに偏見を与える報道の骨頂みたいな例もある。

(平木委員)

ただ、そういう意味では、報道といってもいろいろあり、全部一緒にして論じることもできないと思う。しかし、ほとんどの国民が有罪であろうというような思いを持たされた報道もやはりあったと思う。

(松尾委員)

裁判員制度が問題になった途端に報道規制という話が出てくるのは、そもそも裁判員への不信をベースにしているのではないかというご指摘で、これはもっともだと思うが、もともとこの問題は陪審制度の発祥の地であるイギリスで一番厳しく扱われたし、現に今でもそうだとされている。行き過ぎると裁判所侮辱として法律で処分を受けるという現実があり、伝統的に裁判の公正と報道との対立という話が出てくるのだと思う。しかし、今の時代に情報の氾濫から裁判員を防ぎとめようとするのは無理であり、それは別途考えた方がよいだろう。

(大谷委員)

確かにイギリスでは、起訴前は一切触らない。そういう意味では、かなり裁判所侮辱罪が機能していると思う。その反対側で、我々が信じられないような、パパラッチ的な取材があり、これについては法律も何もあったものではない。一つを押さえ込めば、どうしてもゲリラ的なメディアが出てきてしまうということはどこでも一緒である。例えば、匿名報道ということが年中テーマとして出るわけだが、四大紙が匿名にしたとしても、全ニュース実名集というのを出すところが出てくると思う。今の日本の状況ではこれは防ぎようがないだろう。かえってゲリラ的なものを生んでしまう、そこに特化した報道が出てしまうということもある。どちらも痛しかゆしである。

(松尾委員)

裁判所侮辱罪という考え方は特殊で、イギリス的だと思うが、他の国でも、例えばプレスオンブズマンというものがいて、行き過ぎた報道に対してチェックを加えているという例はあるようだ。

(大谷委員)

スウェーデンなんかは伝統的にオンブズマン制度が発達している国であり、しかもこれは公的な機関ではない。NPO式の、あるいは自らの手で作り上げた評議会制度と

いうものが割と定着している。日本ではそういうものは難しく、どうしても新聞協会、民間放送連盟、それから雑誌協会というところで協議しなければならなくなる。

(大木委員)

こういう情報化の中ではそれが守られないという気持ちがある。日本では何でも珍しいものにぱっと飛びつくという体質があり、例えば、名前を伏せようとなったとしても、フリーのルポライターたちに、第1号の裁判員だということで、いかにもらしく書かれるおそれがある。何かそのあたりにしっかりした規制、努力的な目標があったらよいのではという感じがする。

(最高裁)

報道の規制についての結論はいろいろな議論を経た上で決まるのだろうが、そこに至る過程として、裁判報道というのは、裁判官はもちろんそうだが、一般の国民が仮に事件報道を目にした場合に、有罪、無罪に対してどういう影響を受けるのか、そういう心理学的な、あるいは社会学的な調査は、日本では余り見ないが、何かそういう領域での根拠のようなものはないのだろうか。

(平木委員)

社会心理学の実験などにあると思う。記憶が不明確だが、たとえば、教室で先生がものを紛失したことにして、それを探そうとする場面を作る。紛失が分かる前には、数人の人が先生と教卓の側で関わる場面がある。どこで失った可能性があるかを学生に話し合わせ、結果を調査したところ、その話し合いの中で、もっともらしい発言をした人に賛同する意見が集まった人が疑われていたという結果が出たといった実験である。情報の与え方、強化の仕方による認知への影響、デマなどの意図的な虚偽の情報拡大などに関する実験である。

(最高裁)

報道そのものがそれぞれの国で占めている役割とか、あるいは情報の同一性というか、一つの報道のカバーしている領域も違う感じがする。例えば、日本で裁判籍の変更というのは果たして意味があるのだろうか。また、犯罪報道を出している大衆紙とミリオンリーダーになっている新聞の声というのも随分違うような感じもするが、そのよ

うな差異というようなものを考えなくてよいのかということはやはり一つの論点になるのではと思うのだが、その点はどうであろうか。

(松尾委員)

報道というものが、ほとんどすべての場合に、読んだ人に対してある種の影響を与えることは確かだと思う。そういう意味では一種の毒性を持っていると言ってよいのかも知れないが、それに対して、その「毒性」を中和するような手段をいろいろと考えた方がよいのではないか。アメリカの陪審裁判でも、裁判官は、「この法廷で見聞した証拠だけに基づいて」ということを繰り返し注意しているし、そういう報道からの微妙な影響を取り除くという方向で手続にいろいろなものを組み込む方がよいのではないかと思う。

(最高裁)

この問題について、法務省、弁護士会はいずれも規制が必要だという観点からの意見を出している。特に事件報道については、被告人側からの不安感というのは多分強いという気がする。言うなれば、その納得が得られるかどうかということが一つのポイントになるかと思う。

(松尾委員)

報道の規制の前段階として、どういう性質の情報なのか、警察あるいは検察庁、場合によっては裁判所からメディアに伝えてよいのかという、その限界の問題もある。

(大谷委員)

我々取材する側からすれば、警察、検察、それから裁判所があるが、どんな事件記者でも大体、裁判所は最初からあきらめている。よほどの腕の立つ者が行ってもこれは無理だろうというのが不文律である。検察庁に関しては、明らかに検察庁サイドからしか漏れようがないというものがある。警察取材に関して言えば、日本全国で何千単位の事件記者があり、これが日夜警察を回っているため、基本的な公式発表以外がほとんど記事になっていると見た方がよい。それらからすると、裁判所に関しては、まず、判決あるいは公判に関して夜討ち朝駆けで裁判官からネタをとるといった記者はまずいないだろうし、恐らく応じる裁判官もいないだろう。ある意味で裁判所と法廷記者の信頼関係ができ上がっていた部分があると思う。それが、裁判員が入った場合

に、どのような形で報道と接触するのか、どういう形で偏見を与えないようにすればよいのかについては、非常に難しいところである。極端に言えば、今まで鉄壁の守りだった裁判所が、裁判員が入ることによって1か所突き崩せると思っている事件記者もいるかもしれない。全く予断や偏見を与えることはない、接触してはならないということは果たして可能なのかという疑問もある。

(平木委員)

裁判官でも本当に中立公正か分からないという考えからすると、中立公正とは一体何だろうという問題がある。私たちの常識的な考え方というのは、裁判官は私たちより中立公正で、裁判員になるような人たちはそうではなかろうというもので、やはりどこかそういう枠組みで考えている気がする。ただ、この裁判員制度を導入するという発想の発端には、おそらく裁判官といえども、職業上のものの見方から逃れられないところがあり、一般の人たちの多様な考えを裁判に入れる必要があるということがあったのではないか。その点から考えると、裁判員制度は、ヘテロ(異質)な人々のグループダイナミクスを活用しようとする制度だと思う。したがって、考えるべきことは、第1にそのダイナミクスをどのようにうまくつくっていくか、グループダイナミクスの活用の仕方に心を砕くことだろう。ただ、裁判員が報道との関係でどんな影響を受けるかという問題は、ダイナミクスにも影響する可能性があり、そのような弊害がないようにすることも考える必要があるだろう。

(松尾委員)

裁判員とメディアとの接触という問題になると、制度的に、裁判員は氏名も公表しないという前提に立つ場合、報道機関としてはそれでも簡単に接触できるものなのか。

(大谷委員)

法廷の公開性というのは当然担保されていなければいけない。そうすると、当然、我々は法廷の取材に入ることになる。さらに、被告人にとっては、どこの誰か全くわからない人に自分が裁かれているということで納得できるのだろうか。当然、現在は、判決文をもらえば、裁判長が誰、裁判官が誰ということがわかるし、それが、裁判員制度になった途端に、職業裁判官の名前は分かって、一緒に評議に入っている裁判員の名前は分からないということでもよいものだろうか。

(松尾委員)

検討会ではその点は未解決のようで、裁判員の名前を示すという考え方もあり得よう。

(最高裁)

これは多分、欠格事由の認定等の関係があるので、おそらくある一定の範囲では裁判員の名前を示さざるを得ないのではないかと思う。しかし、それ以上に示す必要がどれだけあるのかという疑問はある。ただ、示さなければ分からないままで終わりでいかというと、今の報道機関の力からすれば、それを突きとめることは容易であるということになるだろう。だから、公表すること自体はやはり規制すべきかと思う。

(大谷委員)

裁判員に偏見を与えるような報道をしてはならないというようなことが果たして可能なのだろうか。また、根本的な問題として、現在職業裁判官がこれだけいて、そういう問題が生じていないというときに、新たに裁判員制度になったからといって規制する必要があるのだろうか。むしろ、裁判員の後に出てくる守秘義務の中に含めておけばよいのではないか。

(松尾委員)

取材の問題は、偏見をもたらすというよりは、むしろ裁判員の保護の問題であろう。

(大谷委員)

また、逆に特定の情報を報道関係に聞き込む可能性もある。

(松尾委員)

特定の情報を持って裁判員に働きかけるという段階までいけば、かなり問題がある。

(最高裁)

請託したような例であれば今度の制度でも処罰される対象となるのではないか。

(大谷委員)

ただ、そのような目的ではなく、純粹に裁判員の意向を取材する中で、自分が取材した情報を相当数持つことになる。そういう記者たちが裁判員と接触することでかなりの予断を与える可能性というのは捨て切れないと思う。裁判員も興味を持っていればそれを聞くことになると思う。それを一体どこで歯どめをかけるのか、あるいは接触そ

のものを禁止するのか、情報の提供そのものも禁止するのかということになると、最初に述べたように第4の報道規制というようなキャンペーンが起きてくる可能性は十分にあると思う。

(最高裁)

もう一つ、報道として必要なものに限界はあるのか、それとも、限界はなく、知りたいことはすべて報道価値があるということになるのかという問題が根底にある。もう一方で、裁判員制度における裁判の公正の問題にしても、裁判員の保護の問題にしても、一つの価値であると思うのだが、それに対して、今されている報道のすべて、あるいは、今後さらに、例えばコマーシャルリズムの下で激化するかもしれない報道のすべてが、保護すべき中身なのだろうか。そこには、自主規制であれ、何らかの形で限界があると考えるのかどうかという問題があるように思える。例えば、大きな事件の場合、犯人らしい人が捕まると、小学校時代の生活歴まで、裁判が始まる前に全部報道されてしまう。知りたいという気持ちには限界はないということだろうが、それはすべて規制すべきではない事柄なのか。そういうものはやはり何らかの形でどこかで歯どめをかけるべき事柄なのか、そういった問題がある。

(大谷委員)

それに関しては現在かなり変わってきており、例えば新聞社の中にも、第三者機関的なものを設け、非常にチェックが行き届いている。ただ、一部の週刊誌がそういう微に入り細をうがったようなことまで書くことがある。それは業界で何とかすべきではないかと思われるだろうが、基本的に私たちの考えというのは、読者が判断して自然淘汰していきだろうというものである。そういう形の報道を続けていれば、いずれは読者が見放していく。それを待たざるを得ない。報道機関が、報道機関と称しているものに対して、お前のところの報道はやり過ぎだからやめろというようなことは、自縄自縛につながるのではないかというのが基本である。

(米本委員)

それはある意味で、現代社会コストといって、何ともどうしようもないと思う。日本では、メディアがメディアを引用して、ネタ元がわずかなのに、異常に変な面が強調され、変な同調現象を起こすというのがよくない。それがたまたま個人攻撃になったり、大変な

犠牲になったりする。大どころがお行儀よくしていれば、その周辺がめちゃくちゃなのは仕方がなく、社会全体としては痛みを耐えないといけない。「どうせ駄目でも、抗議文をばんばん出せ。」とか、「どうしても耐え切れなかったら報道を訴えるような裁判を起こしなさい。」と私はよく言っている。具体的に言うと、私がたまたま調査していた患者団体で、そこが、非常に無神経な取材対象にされたときに、患者団体の人たちが大変に怒ったことがあった。そこで、私は、「きちんと抗議しなければだめだ。私が文を書くからあなたの名前で出しなさい」と言って、私の傑作の抗議文を書いたら、相手側の編集長が飛んできた。最初はいうことを聞かなかったのだが、タイミングと言い方で効果があるのであり、それは言うべき人は言うべきだと思う。こういう社会においては、やられっ放しというのが一番よくないと思う。

(最高裁)

純粋な報道なら抗議というのもあると思うのだが、マスコミの中には、純粋な報道ではなくて、いわば支援報道というものがあるのではないか。

(大谷委員)

山のようにある。

(最高裁)

そうすると、報道と支援活動というのはほとんど紙一重になり、これは同時に、裁判に及ぼす影響も随分大きいと思う。そういうパターンの報道に対してはどうすればよいのだろうか。

(米本委員)

どうしようもない。社会をコントロールするような技術も正当性も何もないのだから、しかるべき人が個別に丁寧にゲリラ戦をやるより仕方がない。社会的な抹殺をするため、週刊誌に、しかもわざと名前をかえて書かれた人が私の周りにもいる。ただ、書かれた側の職場の上の人が、そんなプライバシーのことはどうでもいいんだとはっきりと言っていたので落ち着いたのだが、私だったら完全に、裁判所へ持ち込んでいるようなひどい書かれ方だった。そういう失敗と争いを積み上げながら社会の方は変わっていくのであり、それで新しいルールができていくのだと思う。

(大谷委員)

根本的な問題は裁判の公正さを担保していくことで、やはり基本は、報道を規制するというのではなく、本来の言論の自由はどうやって守っていくかということである。言論の自由を守りつつ、裁判員制度が円滑に運用できるにはどうしたらよいのかということを中心に考えないといけない。つまり、我々の側にしても、今批判を受けているような報道というのは、そういうことを続けていけば、ひいてはこの国の言論が縛られるものになるのではないかと思っている。しかし、それを何らかの形で規制するというのは極めて難しい。必ずそういった負の部分というのは抱えていかなければならない。私がいつも言っているのは、例えば「医者が」とか「記者が」という表現はやめてほしいということである。裁判官でも同じだと思う。そうではなくて、医者の中にもいろいろな医者があるし、記者の中にもいろいろな記者がいる。医者を選ぶときには同じようにきちんとした医者を選ぶと思う。だから、きちんと報道していくような記者を探していくしかないと思う。私たちの中で、あの記者はとんでもないから淘汰してしまえということとは、自ら言論の自由をうたっている人間として不可能だと思う。この部分の報道に関して規制するということが果たして可能だろうか。つまり、記者クラブに加盟している記者に関しては信頼するけれども、そうではない非加盟の記者とか雑誌とかというものに対して、ある程度厳しい対応をするということは不可能だと思う。

(最高裁)

規制が難しいというのは、言論をひっくるめてすべての意味での規制が難しいということか、それとも法による規制が難しいということか。

(松尾委員)

裁判の公正にどういう影響を与えるかという角度からすれば、特にこのような情報化した時代では、実効的な規制はすべて難しい。裁判の公正という局面を少し離れて、被疑者、被告人、あるいは被害者といった関係者の人権を守るという意味からは、法的な規制もあり得ると思う。被害者等を傷つける報道をあえてしているというケースが絶無ではないと思うので、それに対しては規制を加えてもよいのではないか。

(大谷委員)

被害者を傷つけている報道があるというのは残念ながら事実であり、日本新聞協会の編集委員会がいわゆるメディアスクラム、過熱報道の自粛についてという通達を出

している。同時に、各都道府県に、市民からの報道に関する苦情を受け付ける窓口をつくり、現在のところ、約27の都道府県にシステムができています。まだ試行錯誤だけれども、努力はしている。

(平木委員)

裁判官が判決文を読んだときに、「と思います。」と言っているだけだと思うと同時に、報道も、それぞれの新聞社が、「と思います。」と言っているだけだというように社会を教育するしかないと思っている。

(最高裁)

被害者の保護というのは、現在の裁判全般に共通する問題だろうと思う。裁判員に関する固有の問題として、評決後、あるいは裁判後の評議の内容等の取扱いに関する問題点についてはどう考えるか。

(大谷委員)

当然、裁判員に守秘義務が課されると思う。守秘義務のある裁判員に対し、何らかの形で報道機関が接触したら、教唆というような犯罪行為になってくると思う。外国では、俺は無罪と思ったが、あいつが頑張っただけで粘ったから有罪になったというようなことを言った例があったらしい。職業裁判官ならば、ある程度訓練されているだろうけれども、裁判員が情報を漏らしたことで、加害者から非常に恨みを買うということになったらんでもない話だ。陪審員法ができたときも漏らしてはいけないと規定されていたと思うが、あの法律は、まだなくなっていないと思う。

(最高裁)

停止になっている。

(大谷委員)

そうだとすれば、何らかの守秘義務が課せられるのは当然だと思う。日本で最初に裁判員になった人について、テレビドラマにしよう、あるいはその人の奥さんに手記を書いてもらおう、と必ず言うはずだ。しかし、そのことは評議に関しては何の関係もない。そういうことまでも守秘義務の中に入れていくということになったらきりが無い。

(最高裁)

そこまでは入らず、評議の経過、意見、それから評決の多少の数、理由、つまり評議の中で他の人がどういうことを言ったかということ漏らしてはいけないという内容ではないか。陪審法も、漏らしたときは当時で1000円以下の罰金であり、新聞、出版社もそれを記事にすれば、1000円以下の罰金という規定である。

(松尾委員)

裁判で意見が分かれた場合に、それを全く表に出さないということが適当かどうかは少し疑問を感じる。無罪判決で意見が分かれたという場合は影響ないと思うけれども、有罪判決の場合に、裁判員1名が反対したというようなことを何らかの形で示さなくてもよいだろうか。

(最高裁)

現在のたたき台では、そこまでは考えていないと思う。合議の結果を裁判所の意見として外部に出していくという発想だろう。評決権を与え、自由に討議した結果が裁判であると考えれば、それでもよいと思う。

(大木委員)

無理に家まで行って取材されるようなことはないようにしてほしい。取材された場合に、守秘義務があるから裁判所に聞いてくださいと裁判所にバトンタッチしてしまうということできないのか。

(最高裁)

規制をすれば、それが建前になるだろうと思う。プロの新聞記者は、それをいかに破るかというノウハウがあるから、本来ガードの固いはずの裁判官でも、破られることがある。素人の方にもそのおそれはあると思う。

(大木委員)

裁判員になった人には、そういったはっきり自分に認識できるような決まりというものがないと困る。

(大谷委員)

取材の手の内を明かすと、まず取材対象者の姻戚関係の図を作るのが記者の第一歩で、それから、幼稚園から大学までの同窓会名簿を全部挙げる。直接行って教え

てくださいというような素人みたいなことはしない。一番心を許す人を探し、そこを通じてうまく接触していく。そうすると、果たしてどういう形で線引きをしていくのか。

(松尾委員)

せめて裁判員の第1号事件は、なるべく地味で平凡なものであることを望みたい。

(大木委員)

第1号の裁判員はどういう人か、皆、関心を持っている。

(最高裁)

第1号については、評議の秘密を確保するための最低限の手当てをするコンセンサスは得られるだろうと思う。仮に、多くの部分に法的な規制はしないとなると、自主規制もあまり期待できないというようにもうかがえるので、非常に心配だ。

(米本委員)

これまで裁判官に記者がほとんどアクセスしなかったのは、中立性を担保するために取材をしてはいけないという明文化されたルールがあるものだとばかり思っていた。ルールなしでうまくいっているのは、ある種の暗黙の価値観が共有されてきたからだと思う。そういう意味では、むしろ裁判員だけではなくて、広い意味での裁判行為をする人たちについて、ガイドラインを策定したらどうか。

(大谷委員)

法律がないにもかかわらず接触を諦めていたのは、それだけ裁判官がしっかりしているからだ。裁判所は、良い意味でも悪い意味でも我々に対して全く動じない部分があると思う。検察庁も警察も、我々に対するリークというものがある。相手が情報提供してくるわけだから、それを奇貨として向こうへ入り込む。裁判所は、基本的に言えば、我々にリークする必要は全くないし、何のメリットもない。しかし、そこに裁判員が入ってくれば、ガイドラインというものを作る必要は出てくるかもしれない。しかし、必ずしもそれが遵守されるかどうかは分からない。

(米本委員)

確かにガイドラインというのはそういうものだ。

(大木委員)

ガイドラインというのでは弱いような気がする。

(最高裁)

裁判官に対しての働きかけはあるが、裁判官は基本的には応じない。裁判官が裁判に関する事項を法廷外で話すということは、裁判に対する信頼感を増すことにはならないという思いが非常に強いものだから、すべてお断りするというのが、文化的に確立していると思う。

(田中委員)

裁判員制度について新聞に出ているが、今度、法律の中でこうなっていくとか、具体的に裁判員に対して偏見を与えない報道だとか、あるいは裁判員のガイドラインとか、そういうものを最高裁として出す気はないのか。

(最高裁)

全体としての法の枠組みが見える前に、裁判所はこう考えていると言うのはなかなか言いにくいところがある。

(松尾委員)

大きな枠組みという意味では、少なくとも裁判員制度は、アメリカで行われているような陪審とは違うということは確認されていると思う。その意味では、いろいろ心配される問題はある程度縮限されていると考えてよいのではないか。12人もの多数の人に事実認定をいわば丸投げするという形は、イギリス、アメリカであればそういう伝統を持っているからできる話だけれども、日本では今それをやろうとしていないわけだから、英米で考えられるほどの深刻さは多分ないだろう。

(最高裁)

報道機関の反論の多くは、基本的には自主規制に委ねられるべきものだということである。実効性のあるものは自分たちの方で考えられるからそうすべきだという主張ならばよいけれども、単に官の関与を排除するためだと言われると困る。

(大谷委員)

報道機関は、官の関与についてはどうしてもナーバスになることがあると思う。業界の自主規制ということに関して言えば、非常に難しい。ただ、先ほどのメディアスクラムの問題、あるいは犯罪被害者保護の問題というところで、努力の成果は実ってきているということは理解してもらいたい。

(最高裁)

逆に言うと、そういうところでは、それなりのルールができ、その水準を上げていく。もう一方で、それから取り残されたところは、書きたい放題のことを書き、ますます困ったことになる。それに対する手当てというものを考えなくてもよいのかという問題がある。

(大谷委員)

例えば、雑誌記者協会が取材の自主規制をしようと言うと、そういう縛りをかけてくるなら雑誌記者協会から抜けると言う。任意団体だから、強制力も何もない。だから抜けるといったときに、今の形ではそれを止めようがない。

(最高裁)

例えば法廷内写真について、多くの報道機関は理解し、被告人撮影をしない。それを逸脱したところに対して、雑誌記者協会を通じてクレームを申し入れると、雑誌記者協会を抜けても構わないと言う。それでは、直接・間接の規制原理が全く働かない。普通では読めない、あるいは見れないものが出てくれば、一時的にせよ売れる記事にはなるから、規制がなければ、やり得という感じにはなるだろう。

(大谷委員)

記者クラブ制度は、閉鎖性、情報の独占という弊害を除けば、ある意味であった方が秩序が保てるということはある。日本新聞協会の編集委員会は、記者クラブ制度をもっとオープンにし、もっと自由に出入りできるようにするという指示を出している。その一方で、逸脱するメディアをどうやって排除していくのかということになっていけば、一つの方法は記者クラブ制度ということになってしまう。

(最高裁)

裁判員の写真はどうなるのか。公開の法廷というからには、裁判官の写真撮影を認めているときに、裁判員がそばにいれば、撮影されるのだろうか。

(最高裁)

検討はしていないけれども、裁判員を保護しなければならないということになるのではないか。

(最高裁)

被告人を弁護する立場からすると、どういう人が裁判員になるかということが全く分からないというのは困る。アメリカでは、陪審員候補者の身元を徹底的に調べる。日本でも、陪審員制度ほどではないにしても、そういう需要が出てくるだろう。弁護士、法律事務所に対する情報サービスとして、どういう素性の裁判員が出てくるのかというようなことを調べる商売も成り立ってくるかもしれない。

(松尾委員)

それらの問題等では、やはり法的な規制が必要なようだ。

(最高裁)

場合によっては、数日ぐらい前に、名簿を検察官、弁護人に渡すこともありうる。賛否両論あるが。

(最高裁)

弁護人としては、やはり素性を知りたい。弁護活動の作戦上必要である。

(田中委員)

それはあった方がよい。

(最高裁)

無作為抽出という精神でやっていったときに、どのような裁判員像を考え、作っているかというところに一番影響してくる問題だろう。恐らくは、非常に調査活動が過熱し、アメリカのように選別だけでも非常な時間を取ってしまうということを、想定していなかったのだと思う。

(大谷委員)

根源的な問題で、かなりナーバスにならないといけない。例えばある女性が裁判員に選ばれ、その裁判が例えば不倫裁判だったとすると、高校時代の恋愛経験等についてまで書かれ、裁判員は懲りたとなる。国民注視の中で第1号の裁判員が出てきたときに、間違いなくメディアは、身ぐるみをはぐほど身辺を探すと思う。そうなったとき、せっかくの裁判員制度が頭からつまづくことになる。

(米本委員)

日本社会の紛争解決の最後のよりどころである司法制度の中でも、裁判員制度は、実は社会的コンテクストを変える可能性を多く含んでいる。極端な話だけれども、無

作為で選任したときに、特に明確な排除理由がないために、やくざの親分が裁判員に決まったときのことを理屈上考えなかったのかと思う。

(大谷委員)

やはり暴対法を持ってきて、何%の組員がいるところの組だからという基準で排除していくしかないのではないか。

(最高裁)

恐らくそういうことに関しては無関心だと思う。選挙人名簿の作成と基本的には同じである。形式上の欠格事由がなければ、皆、候補者として選ばれる。選ばれた候補者の適格性を積極的に判定するというような仕組みはあまり考えられていない。それは抽象的な選挙民が賢明なる国民であるというのと同じ前提に立って制度設計がされているからだ。ただ、何割かの確率で当事者に忌避権が与えられれば、それで排除できる場合もある。

(大木委員)

判決に不服だということさらにも上、例えば最高裁判所まで来てしまったとき、改めて裁判員を選ぶのか。下級審だけなのか。

(最高裁)

最高裁は法律問題だけ扱い、事実をもう一回認定するということはしない。高裁の場合については、2つの考え方があり、今有力な考え方は、裁判官だけの判断でやるというものだと思う。もちろん、高裁でも裁判員を入れて審理すべきだという意見もあるようだが、これは少し屋上屋を架すようなところがあると思う。

(大谷委員)

裁判員に守秘義務を向こう10年間課そうという意見もある。ああ終わった、というようなものではない。

(最高裁)

10年かどうかはわからない。別に定めがなければ、もっと長いかもしれない。

(大谷委員)

永久かもしれない。死ぬまで黙っているということになるかもしれない。

(最高裁)

規制した場合に、一定のマスコミと裁判所との間に、例えば、メディアのスタンダードについて協定を結ぶというようなことは考えられないか。単純な自主規制というのはどうか。

(米本委員)

マスコミが自主規制すると、何か内にこもる。私は、今回の個人情報保護法案についても、マスコミは、自分たちのすることは合法でないと気に食わない感じだけでも、真理追求のため、世のためには、少し際どいことをするのが本当の新聞記者だと思う。法律にするときつ過ぎることならば、その中間のルールというものではどうか。罰則がないから駄目じゃないかといわれるが、それを破った場合には、相当きつい社会的な制裁が間接的にあるようなものを考えないといけない。マスコミの自主規制というのは、あまり生産的ではないと思う。

(大谷委員)

我々としては、法的な規制はやはり避けたいというのが基本だ。規制は、そこから先緩くなるのではなく、むしろ強めることが基本的な流れになってくる。メディアに関わる人間は、その警戒心を持っていなければ駄目だと思う。だから、基本的にはガイドラインのようなものがよい。

(最高裁)

報道機関の方は、報道の価値が大事だと盛んに言われるが、世の中には、まだ他の価値もあるのではないか。我々からすれば、裁判の公正の確保というのも同じように大事な価値である。その調和をどのように考えるのか。例えば、今でも少年を家庭裁判所に押送する際、写真撮影をされては困るので、毎回、垂れ幕を張って、物理的に写らないようにしている。少年の顔写真を撮ることの意味だけではなく、少年法の趣旨に沿った手続の進行とその価値について考慮を払ってもらえないか。協定を結ぶということは、互いの価値をどこかで妥協させようということだが、そういう土俵をつくっていかないと、うまく動いていかないのではないか。

(松尾委員)

個人情報を検察官、弁護人に渡すのは必要なことだと思う。その際、外に漏らしてはいけないという法的な規制をかけてよいのではないか。

(大谷委員)

弁護側に伝えた段階で、まずマスコミにも漏れる。それだけの重大事件に関わるベテランの弁護士となれば、必ず記者が食い込んでいる。ましてや担当弁護士は1人ではないだろうから。

弁護士がマスコミと情報交換するケースというのはよくある。やはり、この裁判員制度はやめた方がよい。

(米本委員)

私はむしろ、裁判員制度により、社会が自己教育というか、司法システムを勉強するという教育効果はあると思う。やってみて、1年か2年でやめるのが一番理想的だと思う。トライ・アンド・エラーでよい。

(大谷委員)

例えば、新聞社の編集委員クラスと非公式でいいから、本音はどうかを聞いて、どこかで合意点を見つけ出さなければ、制度そのものを破壊してしまうことになりかねないと思う。

(米本委員)

裁判所は、例えばこういう法律ができた、あるいはこういう政策が議論される、そういうことについて、裁判所がアプローチしたり、コミットメントしたり、主張するというのは憲法違反ではないかという非常に謙抑的な政治的ポジションを取っているような気がする。それならば、もっと外側の人間が、日本の裁判所、裁判制度をどうするのかをほとんど考える場を作らないと大変だという気になってきた。むしろ、裁判制度をどうするかについては、裁判所そのものが働きかけ、打って出てもよいのではないか。

(最高裁)

基本的には、裁判所という組織の本来の目的は、司法機関として、制定された法を適用するという作業である。しかし、特に裁判に関わる立法問題に関して言えば、いわば関係者の一人として、行政的な発言や立法に関わる発言もしていくべきであるという両面があると思う。しかし、どうしても法を適用する機関という部分が大きいから、ものの言い方は非常に謙抑的な表現になると思う。

(大木委員)

ある程度実施した後、見直す期間があるということにはできないのか。

(米本委員)

いや、私は撤退したほうがよいと思う。

(最高裁)

制度全部について見直すという規定の仕方もあるかもしれないし、個々の制度面を何年か経ったら見直すということもあり得るだろう。その点については決まっていない。

(大木委員)

そういうものをきちんと出していないといけないのではないか。

(田中委員)

実際、不都合があれば、新しい立法を通じて新しい制度を作れる。重大な欠陥がある場合に、それが続くということはない。否定的な意見がたくさん出たが、社会的に見ても、すべてのインスティテューションが揺らいでおり、制度があるからその制度に依存していればよいというだけでは済まなくなっている。司法制度改革審議会でもいろんな議論があったが、それなりのインスティテューションであっても綻びはあるし、広く国民の参加を得て、より強い強靱な司法制度を作ろうということについては皆さんの意見は一致していたと思う。そういう大きな流れの中で、裁判員という制度が出てきたんだと思う。従来であれば、法曹三者で議論すればよいという話だったのを少し広げ、その中に裁判員というものが入ったと理解している。今の時代に安定的な制度はないわけだから、新しい制度化の努力は不可欠だという一連の流れの中で判断すべきだと思う。

報道の話だが、基本はフリーダム・オブ・スピーチ、表現の自由であり、デモクラシーの機能をより望ましいものにするためにも表現の自由というのは不可欠だという考えがある。そこにはフリープレスの問題もあるが、プライバシーを含めているんな裁判例で一つ一つの基準を作り込んでいくということしかないと思う。しかし、特定の人が過大な負担を負うというのは、日本的な慣習からいけば気の毒ではないかということもあるので、協定やそれぞれのメディアの自己規制という方法もあるだろう。

記者クラブ制度については、政治と経済があまりにも記者クラブ制度でがんじがらめ

になって、弊害が大きい。本当はそちらの方がきちんとできていれば、社会のリズムを伝えるのに裁判ネタをこれだけすることは無いと思う。

(松尾委員)

新聞はもう少し一面記事で裁判について書いていただけないのか。社会面でなく。

(大谷委員)

むしろ最近是我々が裁かれているケースが非常に多くて、大変厳しい判決がたくさん出ていると思う。

(田中委員)

アメリカはかなり徹底している。例えば、アメリカでは、政治資金規制法をいろんな人が作ろうとするが、金を使ってでも表現したいというのを制限するのかということ、フリーダム・オブ・スピーチにひっかかって駄目になる。制限しない方がよいという社会のバックボーンがあるからだろう。

(最高裁)

逆に言うと、そういうものが持っている弊害を帳消しにするような機能、仕組み、そういうものもアメリカは結構持っているのではないかという感じがする。日本のワイドショーのようなものがそのまま100%信用されているようなことも多分ないだろう。

(大谷委員)

日本のワイドショーよりもっとえげつない番組があるが、毒をもって毒を制すみたいな社会であり、もし負ければつぶれるぐらいの賠償金が飛んでくるわけだから、そういう極端な社会でよいのかということ、言論の自由を担保する何らかの制度の中でやっていくのかということ、どちらが日本社会にふさわしいかということではないか。

(平木委員)

私がアメリカの大学にいたときに驚いたのは、大学内の裁判制度があり、その裁判のいわゆる陪審員に学生がなっていたことだ。そういうところで教育されてきている人たちが陪審制度を作っている。裁判員は、私たちにとっては初体験なので、大変なことだと思う。

(田中委員)

最初聞いたとき、裁判員に当たったらどうしようかと思った。

(大谷委員)

地方は、裁判員に選任される確率が高いと思うが、検察審査会の範囲はどうなっているのか。

(最高裁)

検察審査会は全国に201ある。所在地と管轄を一つずつ個別に決めているので、市町村等の他の機関と必ずしも正確に対応していない。

(大谷委員)

結構、地域によって確率は違ってくるのだろうか。

(最高裁)

広いところと狭いところがある。

(最高裁)

事件数についても非常にばらつきがある。

(田中委員)

やはり検察審査会には、秘密漏えいの罰則規定はあるのか。

(最高裁)

旧陪審法と同じような規定がある。

(大谷委員)

守秘義務の年数は決まっているのか。

(最高裁)

ずっと一生である。墓場まで持って行っていただくということになる。

(大谷委員)

20歳の頃にやらされた人はたまらない。

(2) 今後の懇談会の進め方

次回も、引き続き「裁判員制度」について議論することとなった。

(3) 次回以降の日程

第9回:平成15年5月23日(金)午後3時～5時

第10回:平成15年7月18日(金)午後3時～5時

以上

なお、次回の懇談会は、5月23日を予定していましたが、都合により、7月18日に開催されることになりました。